

緊急経済対策の早期実施を求める意見書

地方では各議会において9月議会までに、平成21年度第1次補正予算による経済対策の執行を前提とした補正予算を編成し、国からの交付・執行に備えていました。

ところが、政府が平成21年度補正予算から約3兆円の執行停止を決定したことにより、地方議会では予算の減額補正を迫られ、その影響が直接・間接的に国民生活に及ぶことは、もはや避けられない状況にあります。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、来年4月までの間、平成21年度第1次補正予算の執行停止によって生じる、約半年間の経済対策の空白を避けるためにも、早急に平成21年度第2次補正予算を編成し、下記の緊急経済対策を早期に実行するよう強く要請します。

記

- 1 「雇用調整助成金」制度を維持するための予算確保、「訓練・生活支援給付」の恒久化とともに、特に厳しい状況に見舞われている非正規労働者向けの対策や、就職先が決まっていない来春の高校・大学の新卒者対策を行うこと。
- 2 「エコポイント制度」について、手続きの簡略化や対象品目の拡大などを検討し、継続すること。
- 3 学校施設に対する太陽光パネルの設置をはじめとしたエコ改修や耐震化、バリアフリー化など、社会資本ストックの整備促進を前倒しして実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月8日

江戸川区議会議長 須賀 精二

内閣総理大臣 あて